

泉南アスベスト国賠訴訟

国は知っていた。できた。やらなかった。

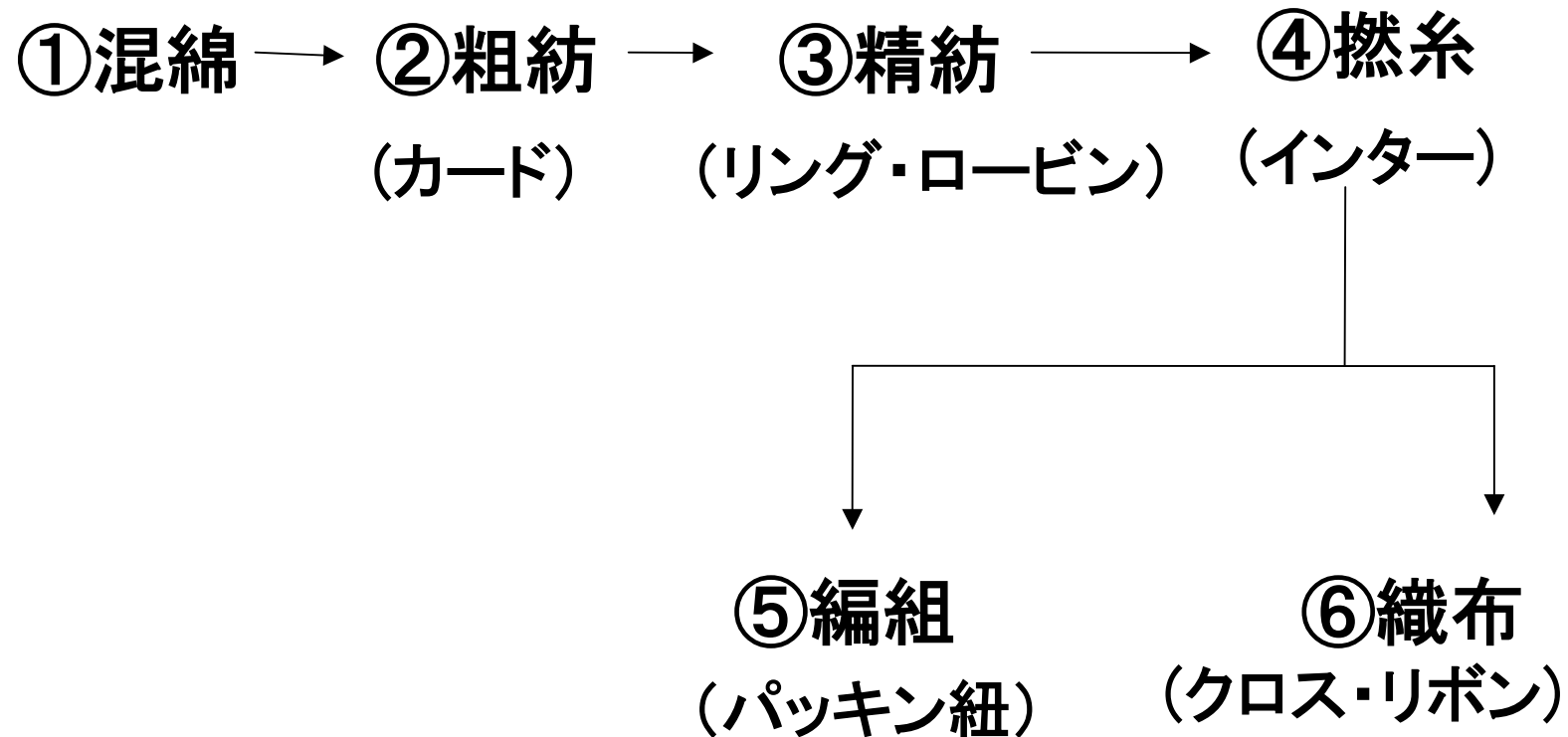
第38回公害環境デー
2010年1月30日

泉南アスベスト産業の特徴と構造

- ① 石綿紡織業が主たる業種である。
→石綿製品の第一次加工を担う。
- ② 多数かつ零細な石綿紡織工場が集中立地
→周辺に家内業、内職、派生業種、
関連業種が集積
- ③ 100年もの長きにわたり操業
→大正～平成に及ぶ操業

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品製造工程～



泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿糸(単糸)

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿布

泉南アスベスト産業の特徴と構造

～石綿紡織製品～



石綿リボン



石綿工場内外での粉じん飛散状況

～工場内の粉じん飛散～

- ・混綿作業、カード作業など
- ・カード機清掃時
→他にも増して凄まじい
粉塵飛散
- ・粉じん作業と他の作業が同居

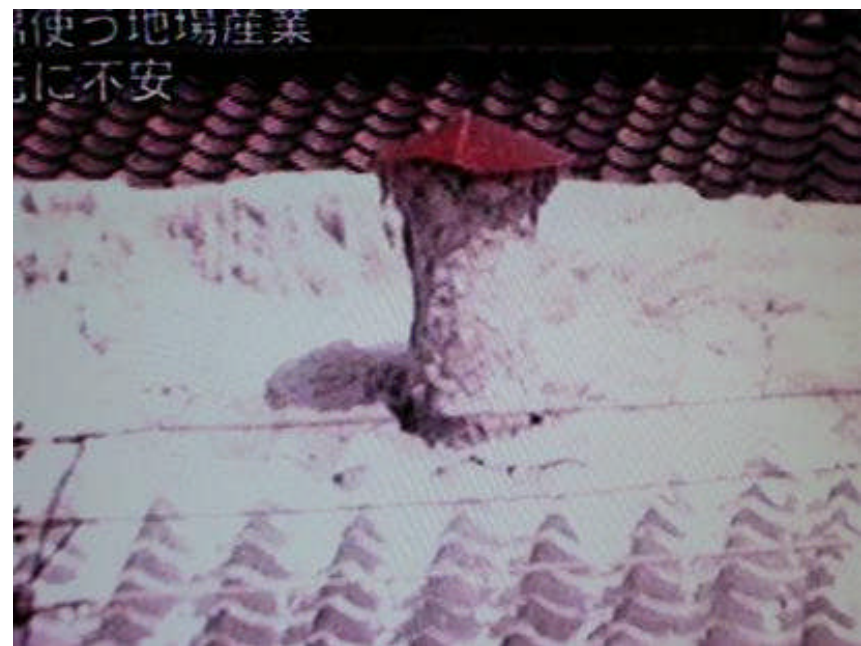


手作業による混綿作業

石綿工場内外での粉じん飛散状況

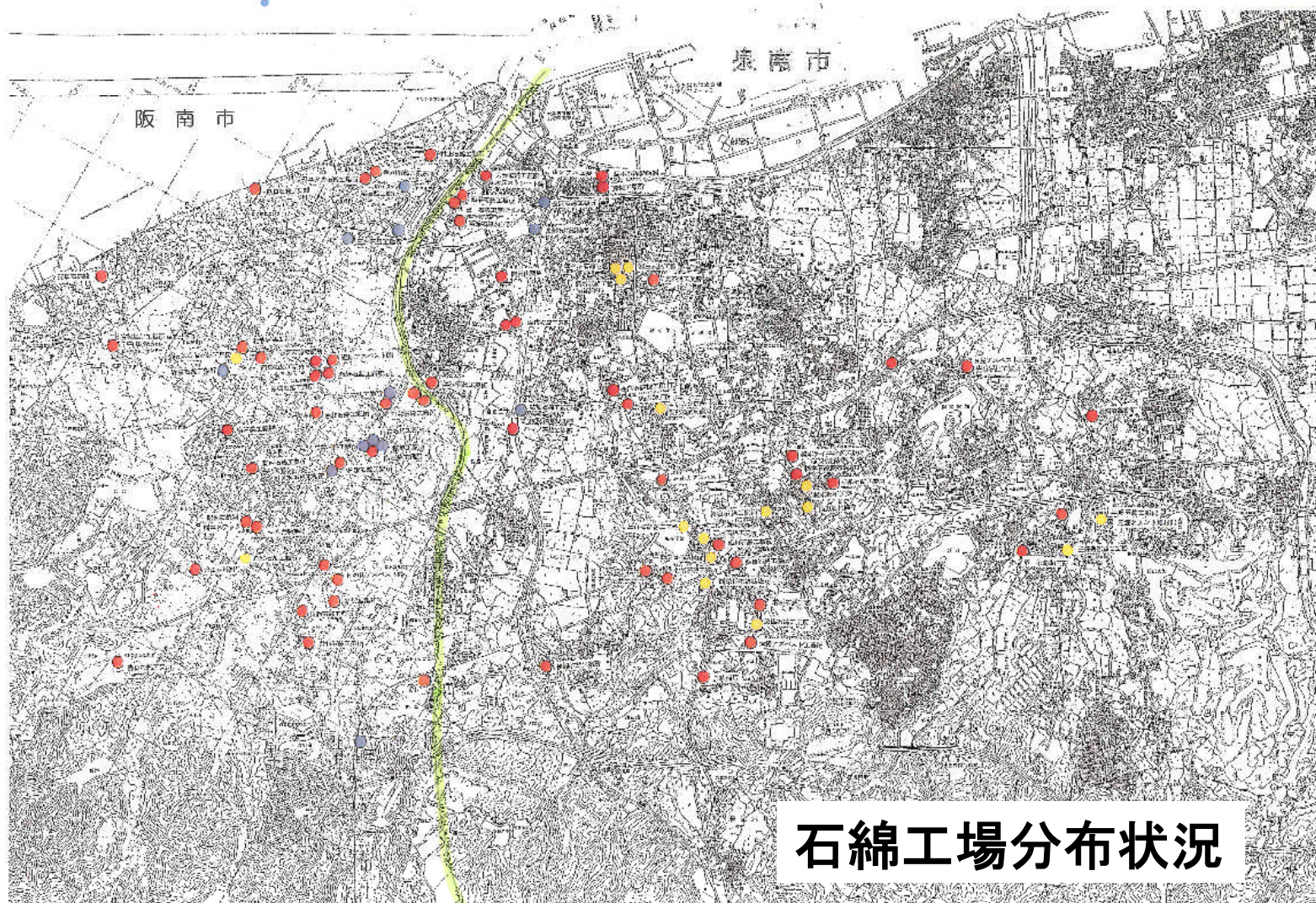
～工場外の粉じん飛散～

- ・泉南地域全体が石綿工場の
一大集積地
- ・煙突から、窓から、外へと
吹き出す石綿粉じん
- ・医師、住民らの証言
→町中でも綿のように降り
積もる石綿

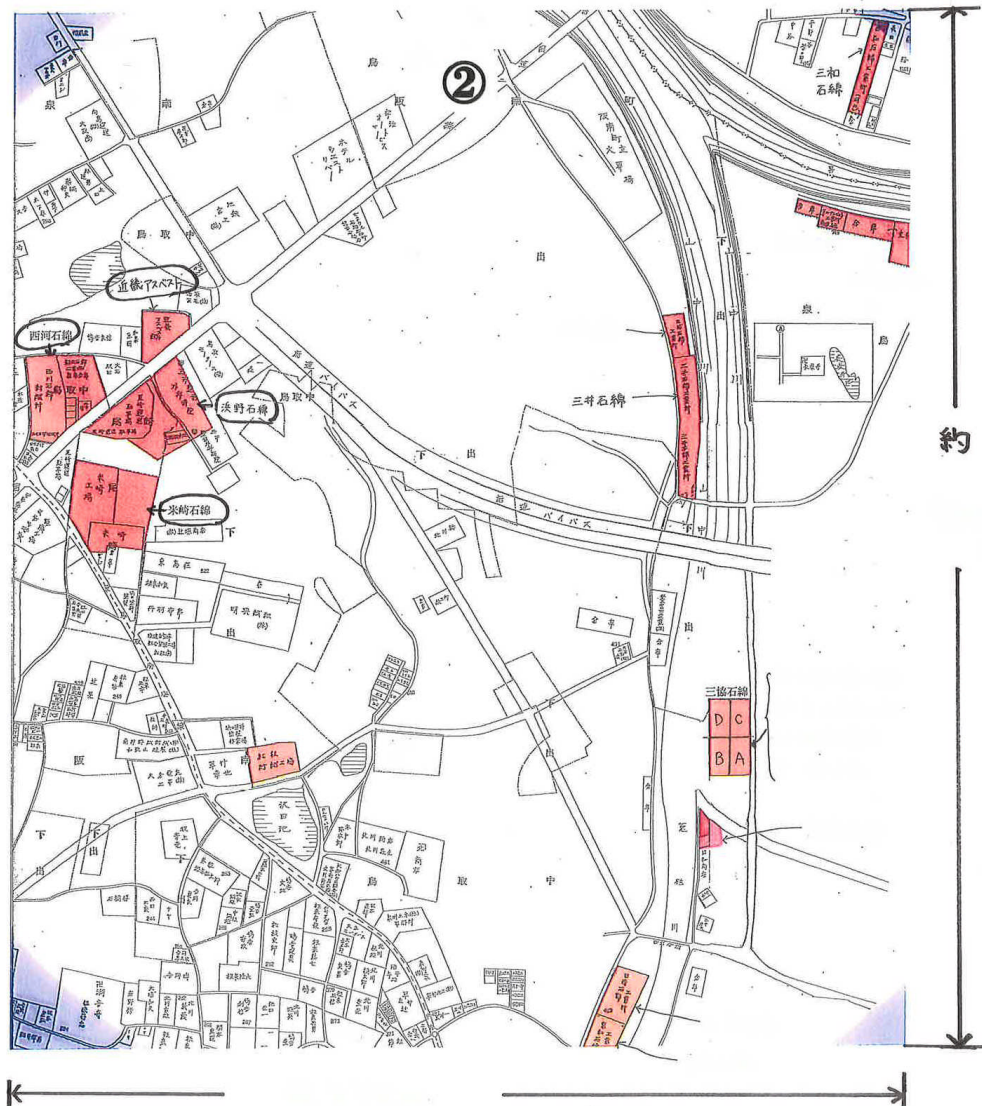


屋根に降り積もる石綿粉じん

泉南アスベスト産業の特徴と構造



泉南アスベスト産業の特徴と構造



「石綿村」

石綿健康被害の医学的情報

～国は知っていた～

- ① 海外では戦前から石綿肺の医学的情報があった。
- ② 国内では1937(昭和12)年～1940(昭和15)年の旧内務省保険院による疫学的臨床的調査。
- ③ 昭和22年時点において石綿肺を労災の補償対象に

石綿粉じん対策（工学的情報）

～国はできた～

- ① 情報提供と調査義務
- ② 粉じんの発生抑制
- ③ 暴露防止
- ④ 定期測定の義務づけと基準濃度設定

規制・監督権限の不行使

～国はやらなかった～

法令が非常に抽象的で、極めて不備

昭和46年にようやく、特定化学物質等障害等
予防規則を制定して局所排気装置設置や測定
を義務づけたが、その規制があまりにも遅く、
また、内容も不十分であり、被害が発生、拡大し
た。

更にその後も被害実態（石綿労働者の死因・
平均寿命）を隠し続けた

泉南国国賠訴訟の意義

1. 泉南の石綿被害者に対する責任

- ・ 泉南の被害の特殊性

零細・家内工業であり、被害防止には国による
規制が不可欠

- ・ 国自らが被害を認識

保険院調査により被害実態を国自身が把握

- ・ 国自らが産業を保護・育成・利用

国の石綿政策

① 明治・大正期における石綿産業

軍艦に用いる石綿製品の製造を政府が依頼
軍需・造船・民需へと用途を広げる

② 戦中・戦後期

軍需物資～肥料製造のための電解隔膜布と
しての需要→国をあげての輸入再開運動によ
り命脈をつなぐ。

③ 高度経済成長期

重化学工業・自動車・機械工業に不可欠

泉南国賠訴訟の意義

2. その後拡大した石綿被害に対する責任

- ・国は70年以上もの長期にわたり、被害の発生と拡大を放置
- ・戦後、紡織業のみならず様々な用途を得た石綿産業を、国は保護、育成、利用してきた
- ・その結果、生産、製造、解体、廃棄の各過程で被害を生み出すストック型公害となった

**労働者、住民の生命・健康よりも経済成長を
優先**

→労働安全対策・環境対策は後回し

**→泉南のアスベスト労働者は、戦後経済
成長の「捨て石」にされた**

泉南国賠訴訟の意義

3. 過去の被害救済・将来の被害発生防止

- ・石綿被害の原因と責任の究明なしには、石綿問題の解決はない
- ・「過去に目を閉じるものは現在に対しても盲目である。」
- ・新法の不十分性「真の隙間のない救済を」

**公正判決による早期解決・
早期救済を！**

泉南アスベスト国賠訴訟原告一同